

国直轄地域除染の今後の方向性

- 一律に2年間で除染し仮置場への搬入を目指すとした従前の目標を改め、個々の市町村の状況に応じ、復興の動きと連携した除染を推進。
- その際、除染の加速化・円滑化のための施策を講じるとともに、復興の具体化・進展に応じて除染の進め方を柔軟に見直す。
- 田村市は、除染計画に基づく除染等の措置は終了。檜葉町、川内村及び大熊町は、現行除染計画どおり、平成25年度内の完了を目指す。南相馬市、飯舘村、川俣町、葛尾村、浪江町及び富岡町は、各市町村と引き続き調整を行い、年内を目処に現行除染計画の変更を行う。双葉町については、復興の道筋の検討と合わせ、除染計画の策定に向けて、引き続き調整を行う。

現行除染実施後のフォローアップ等

- **除染効果維持の確認** : 現行除染実施後、必要な事後モニタリングを行って除染効果の維持を確認する。
- **フォローアップ 除染** : 新たに汚染が特定された地点等があった場合は、線量等に応じ、フォローアップの除染を行う。
フォローアップの除染については、先行的な事例も踏まえて、今後考え方を示す。

※線量水準に応じた防護措置に関する原災本部の議論を踏まえつつ、対応を図る。

- **防火水槽等の除染** : 一定の条件の下に汚泥の除去を可能とする。

森林・帰還困難区域等について

(1) 森林

- ① **住居等近隣** : 堆積有機物の除去では除染の効果が得られない場合、追加的に、堆積有機物残さの除去を可能に。
線量の高い谷間の居住地等で通常の除染で効果が得られない場合、現行除染実施後、効果的な個別対応を例外的に20mよりも広げて実施することを可能に。
- ② **ほだ場** : 除染対象となるほだ場を明確化。
- ③ **森林全体** : 環境省と林野庁が連携し、各種取組を推進。住民の安全・安心の確保のため、森林から生活圏への放射性物質の流出・拡散の実態把握調査と流出・拡散防止に向けた試行事業を実施。

(2) 帰還困難区域

- 帰還困難区域におけるモデル事業を実施、年内に結果を公表予定。
- モデル事業の結果、復興計画の絵姿、線量の程度等を踏まえた除染を検討。

除染の加速化・円滑化のための施策

これまでの実績や事業者のヒアリング等を踏まえた効果的かつ迅速な除染や仮置場の確保のための施策、除染を支える体制の整備といった加速化メニューを総動員する。

①効果的・効率的な除染の実施等

○これまでの実績を踏まえた効果的な除染手法

これまでの除染の実績を踏まえた、効果的かつ迅速な除染手法の選択

○新技術の活用

効果的な除染の実施等に資する新技術を活用

○インフラ復旧・整備との一体的施工

「除染・復興加速のためのタスクフォース」で検討されている除染とインフラ復旧等の一体的推進等を推進

○入札契約方式、積算基準の適時的確な見直し

地元での雇用促進を図りつつ、実態にあった除染が円滑に行われ、品質が確保されるよう、入札契約方式、積算基準について、見直しを行う。

○減容化やリサイクルの推進

仮置場や輸送に係る負荷軽減等のため、可燃物の減容化を推進

○情報公開のさらなる促進

除染や仮置場に関する地域住民の安全・安心の確保のために、除染の進捗状況や仮置場の状況等について、分かりやすく、情報公開やリスク・コミュニケーションを推進

○除染技術やノウハウの横展開

これまでの除染で培われた除染技術やノウハウを、事業者間の枠を超えて共有化

②除染を支える体制の整備

○事業執行体制の抜本的強化

- ・本省、福島環境再生事務所の体制強化
- ・契約事務の効率化
- ・ICT(情報通信技術)の活用

○地権者等の同意取得等に係る民間委託の拡大

事務所の体制強化に加え、地権者等からの同意取得等の迅速化のため、民間委託等を推進する体制を構築

○安全管理体制の徹底

事故防止のための安全教育の徹底と安全管理体制の整備等の対策強化

災害廃棄物等の処理進捗状況についての総点検

H25.9.10 環境省

- 福島県の災害廃棄物等の処理進捗状況について、全体像を踏まえた総点検を実施。
- 特に、対策地域内廃棄物の処理(国直轄処理)については、現行計画の処理目標(平成26年3月)までの終了が困難な状況であるが、避難されている方々の円滑な帰還を積極的に推進する観点から、避難指示解除準備区域及び居住制限区域において、帰還の妨げになる廃棄物*を速やかに撤去し、仮置場に搬入することを優先目標としつつ、早急な処理を実施。
- 仮置場や仮設処理施設の立地場所が確保できている場合には、具体的な処理目標を設定して処理を進めるとともに、調整中の場合には、早期の同意取得に全力を尽くすこととし、確保され次第、市町村の状況に応じて処理目標を設定。

現行の対策地域内廃棄物の処理目標

- 対策地域内廃棄物処理計画において、災害廃棄物について以下の目標を設定。
- 沿岸部の市町における国直轄処理については、空間線量率が特に高い地域を除き、それぞれの市町の区域内での仮置場の確保を前提として、平成24年度内を目途に災害廃棄物を仮置場へ搬入。
- 内陸部の市町村については、要解体建物等の状況を把握した上で、当該自治体と調整しつつ処理。
- 上記について、平成26年3月末までに処理を終了。

対策地域内廃棄物の処理進捗状況

- 仮置場が確保できたところから順次搬入を実施。これまで、4市町村の全域又は一部地域において仮置場を確保し、搬入作業中(1市について仮置場を設置せずに処理中)。
- 上記のほかは、仮置場や仮設処理施設の立地場所の確保のための地元調整等を実施中。区域見直し時期、廃棄物量等について、市町村ごとに大きな差が生じたことにより、進捗に差が生じている。
- 処理目標(平成26年3月末)までの終了は困難な状況。

今後の処理の進め方

基本的な考え方

各市町村において帰還の妨げにならないよう処理を加速化。

市町村ごとの処理目標

- 帰還の妨げとなる廃棄物の撤去・・・仮置場が確保されている場合は、平成25年度内に帰還の妨げにならないよう廃棄物の撤去・仮置場への搬入を完了。仮置場の確保に向けて調整中の場合は、早期の同意取得を目指すとともに、搬入完了時期の目標を年内を目途に個別に設定し、対策地域内廃棄物処理計画に反映。
- 仮置場搬入後の処理・・・処理施設の立地場所が確保できている場合は、平成25年度内の着工、平成26年度内の処理開始、処理開始後概ね2～3年以内に処理完了。

処理の加速化・円滑化のための施策

- 福島環境再生事務所における、仮置場や仮設処理施設等に係る調整・事業実施体制の強化。
- 災害廃棄物処理の一環として、長期避難により荒廃した生活環境保全上の支障が生じている家屋を解体撤去の対象に追加。
- 仮置場や仮設処理施設に関する地域住民の安全・安心の確保のために、更なるリスクコミュニケーションの促進。

* 帰還の妨げになる廃棄物は、具体的には、帰還する地域周辺の災害廃棄物、帰還の準備に伴って生じる家の片付けごみ、特に緊急性の高い損壊家屋の解体に伴う廃棄物等を想定。

避難区域外における処理スケジュールについて

- 避難区域外では、一部国による代行処理を活用しつつ、市町村による災害廃棄物等の処理が行われている。具体的には、沿岸市町のうち新地町、相馬市、旧警戒区域を除く南相馬市、広野町及びいわき市並びに避難区域外の内陸市町村が該当する。
- 一部平成26年3月末までの処理完了が困難であることから、現時点の処理見通しを踏まえつつ、改めて目標を示す。



- 災害廃棄物等の撤去・仮置場への搬入は、市町村独自に実施しており、平成25年度内の完了を目標とする。
- 市町村独自で実施している搬入後の処理についても、平成25年度末までの処理を可能な限り進めることとし、災害廃棄物発生量の多い一部地域については、平成26年度のできるだけ早期の処理完了を目標とする。
- 国の代行処理は、新地町、相馬市、南相馬市(予定)及び広野町を対象に、仮置場に搬入された後の可燃物の減容化処理を行うものであり、仮設処理施設の立地場所の状況や同意取得の状況に応じて、できるだけ早期の処理完了を目指す(新地町、相馬市については平成25年度内完了)。